

# 電線、水道管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等に関する許可基準（浅層埋設基準）

平成12年4月前橋市

## 1 主旨

平成11年3月31日付け建設省道政発第32号の2、建設省国道発第5号の2を受け前橋市においても、路上工事の多くを占める占有物件埋設工事の期間短縮を図り、交通渋滞等の軽減を得るための特別な措置として、限定された種類（規格）の管路に限り、道路構造及び管路等の双方に及ぼす影響がないと評価された範囲内で、電線、水道管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等に関する許可基準（浅層埋設基準という。）を設定する。

## 2 適用範囲

前橋市道（道路法による道路）

## 3 適用地域及び埋設の深さ

- (1) 社会資本整備事業地区の計画道路については、事業の種別ごとに別表1に掲げるとおりとすることができる。  
ただし、施工の際、舗装要綱等により別表1の取り扱いが可能であるか否かを道路管理者と協議すること。
  - (2) (1)に該当しない舗装道路で、車道の幅員が12メートル以内の道路においては、舗装の厚さ（路盤を含む）に0.3メートルを加えた値（当該値が0.9メートルに満たない場合には、0.9メートル（下水道管の本線については、1メートル））以下としないこと。
  - (3) (1)、(2)に該当しないもの、並びに歩道については従前どおりとする。
- (注) 上記は、最低の基準を示したものであり、横断物件、あるいは側溝改良等の有無を十分調査したうえ、適切な埋設の深さで施工をすること。

## 4 適用管種及び口径

事業の種別ごとに別表2に掲げるものとする。なお、事業の種別ごとに別表2に掲げる管路等の種類（規格）以外のものであっても、別表2に掲げるものと同等以上の強度を有するものについては、その強度を道路管理者に示すことによって、当該別表2に掲げるものの管径を超えない範囲内において、今般の措置の対象とすることができる。

ただし、その際、道路管理者と協議を行い承諾を得ること。

## 5 舗装構成及び舗装厚・路盤厚

- (1) 舗装の厚さ（路盤を含む）は、基本的には路床のCBRと交通量の区分により決定される。
- (2) 基準となる路面高は、当初計画の路面高で決定すること。

## 6 適用年月日

平成12年4月1日より適用する。

別表1  
(埋設の深さ)

事業種別		埋設の深さ
事業名称	路線種別	車道
水道事業及びガス事業		舗装の厚さ(路盤含む)に0.3メートルを加えた値(当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル)以下しないこと。
下水道事業	本線	舗装の厚さ(路盤含む)に0.3メートルを加えた値(当該値が1メートルに満たない場合には、1メートル)以下としないこと。
	本線以外	舗装の厚さ(路盤含む)に0.3メートルを加えた値(当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル)以下としないこと。
電気事業及び電気通信事業		舗装の厚さ(路盤含む)に0.3メートルを加えた値(当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル)以下にしないこと。

別表2

(1)ガス事業

- ・鋼管(J I S G 3452) 300mm以下のもの
- ・ダクタイル鋳鉄管(J I S G 5526) 300mm以下のもの
- ・ポリエチレン管(J I S K 6774) 200mm以下のもの

(2)水道事業

- ・鋼管(J I S G 3443) 300mm以下のもの
- ・ダクタイル鋳鉄管(J I S G 5526) 300mm以下のもの
- ・硬質塩化ビニル管(J I S K 6742) 300mm以下のもの
- ・水道配水用ポリエチレン管(引張降伏強度204kg f/cm<sup>2</sup>以上) 200mm以下で  
外径/厚さ=11のもの

(3)下水道事業

- ・ダクタイル鋳鉄管(J I S G 5526) 300mm以下のもの
- ・ヒューム管(J I S A 5303) 300mm以下のもの
- ・強化プラスチック複合管(J I S A 5350) 300mm以下のもの
- ・硬質塩化ビニル管(J I S K 6741) 300mm以下のもの
- ・陶管(J I S R 1201) 300mm以下のもの

(4)電気事業

- ・鋼管(J I S G 3452) 250mm以下のもの
- ・強化プラスチック複合管(J I S A 5350) 250mm以下のもの
- ・耐衝撃性硬質塩化ビニル管(J I S K 6741) 300mm以下のもの
- ・コンクリート多孔管(管材曲げ引張強度54kg f/cm<sup>2</sup>以上) ∅125×9条以下のもの

(5)電気通信事業等

- ・硬質塩化ビニル管(J I S K 6741) 75mm以下のもの
- ・鋼管(J I S G 3452) 75mm以下のもの

(注)上記( )内の規格は、可能な限りJ I S規格を表示している。